

令和 8 年 9 月 成田市議会定例会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
4	・ 成田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例	3
5	・ 成田市景観条例	3

○議案第4号資料

・成田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(登録申請の審査) 第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するなど、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について審査しなければならない。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略	(登録申請の審査) 第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するなど、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について審査しなければならない。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略

○議案第5号資料

・成田市景観条例新旧対照表

現行	改正案
(届出を要する行為) 第13条 略 2・3 略	(届出を要する行為) 第13条 略 2・3 略

現行	改正案
4 法第16条第2項に規定する条例で定める事項は，設計又は施行方法のうち，その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が<u>同条第7項各号</u>に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 (届出を要しない行為) 第14条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は，同条第1項各号に掲げる行為のうち，規則で定める規模以外のものとする。	4 法第16条第2項に規定する条例で定める事項は，設計又は施行方法のうち，その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が<u>同条第8項各号</u>に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 (届出を要しない行為) 第14条 法第16条第8項第12号に規定する条例で定める行為は，同条第1項各号に掲げる行為のうち，規則で定める規模以外のものとする。